

そらいろ通信 6月

マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



梅雨空が続きます。いかがお過ごしでしょうか？

ふだんの運動不足解消にはランニングをしていたのですが、だんだん暑くなってきてしんどいなあと思っていたところ、息子と一緒に久々にプールに行ってみました。やっぱり水の中は気持ちがいいですね！その後水泳に、はまりかけています(*^_^*)



気になる相場
～死亡弔慰金 業務外死亡の場合～

(万円)

	一律定額支給	勤続年数に応じて支給する企業				
		満1年	満5年	満10年	満20年	満30年
最高額	1,000	500	800	800	2,500	2,500
最低額	2	1	1	2	3	3
中位額	30	10	10	20	25	30

日本実業出版社調べ（調査期間 平成26年6月）

★これで完璧！ 6月の事務★



☆労働保険料の申告・納付（年度更新）☆

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定されます。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となり、この手続きを労働保険の「年度更新」といいます。

労働保険の年度更新手続きは、6月1日から7月11日（7月10日が日曜日のため）です。

☆賞与支払届の提出（支給日より5日以内）☆

6月に賞与を支給した事業所では、賞与から本人負担分の健康保険と厚生年金保険の保険料（40歳以上は介護保険料も）を控除します。支給後は、賞与等の支給に際して「被保険者賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出します。賞与に係る保険料は、被保険者負担分と会社負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付します。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（6月10日まで）☆

5月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（6月30日まで）☆

5月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆4月決算法人の確定申告と納税（6月中の決算応当日まで）☆

4月決算法人の確定申告と納税、10月決算法人の中間（予定）申告と納税。

★最新トピックス★

～大手企業の夏季賞与が8年ぶりの高水準に（6月7日）～

経団連が大手企業における2016年度夏季賞与・一時金の妥結状況（第1回集計結果）を発表し、平均92万7,415円（前年比3.74%増）で8年ぶりの高水準となったことがわかりました。円安などを背景に業績好調な企業が増えたことが主な要因で、過去3番目の高い水準。

～ハローワーク求人の虚偽等に関する相談が1万件以上（6月10日）～

ハローワークの求人票について「記載されている内容と実際の労働条件が異なる」といった相談が2015年度に1万937件あったことが、厚生労働省のまとめで明らかになりました。このうち実際に労働条件が異なっていることを同省が確認したのは3,926件で、昨年から約10%減少しています。最も多い相談は「賃金に関すること」で2,654件でした。



**パートタイマー等へ
健康保険・厚生年金の加入対象が広がります！
(平成 28 年 10 月～)**

厚生労働省は、平成 28 年 6 月 14 日、10 月から始まる厚生年金保険・健康保険の適用拡大についての専用ページを開設しました。

(適用拡大とは)

現在は、週 30 時間以上働く方などが厚生年金保険・健康保険の加入の対象です。平成 28 年 10 月からは、**従業員（社会保険に加入している人数）501 人以上の企業で、週 20 時間以上働く**など一定の要件を満たす短時間労働者の方々にも対象が広がります。

(新たに加算対象となる方…下記のすべてに該当する方です。)

- ・ 会社の従業員数（社会保険に加入している人数）が 500 人を超えている。
- ・ 雇用期間が（将来に向けて）1 年以上の見込みがある。
- ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上（契約としての労働時間）である。
- ・ 残業代、通勤手当、賞与などを除いた 1 ヶ月の給与が 88,000 円以上である。
- ・ 現在、学生でない。（夜間・定時制の方は除きます。）
- ・ 現在、70 歳未満である。

(新たに加算するメリット)

- ・ 将来もらえる年金が増えます。
- ・ 障害がある状態になり、日常生活を送ることが困難になった場合などの年金額も多くなります。
- ・ 健康保険の給付も充実します。
- ・ 現在、ご自身で国民健康保険・国民年金に加入されている方については、給与の額によっては支払う保険料が安くなる場合があります（半額を会社が負担してくれます。）

*マイナンバーも安心！
当事務所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

